

(様式 2)

「募集要項」をお読みになってから、本紙をご確認ください。

審査申込書提出にあたっての確認事項

青で示した部分 2 箇所を記載してください。

私儀 _____¹ は、さっぽろ起業家総合支援協議会(以下「協議会」という)の選考に合格した場合においては、以下の協定書の内容を確認の上、当該協定書を締結いたします。

なお、選考にあたり、私の技術等に関する評価のため、必要に応じて申込内容に係るヒアリングを受けること、及び評価業務の参考とするために外部専門機関等へ評価依頼をすること²について承諾いたします。

1 申込者が個人の場合は氏名を、法人の代表者の場合は、企業名、役職名、氏名を記入してください。

2 評価依頼にあたっては、当該外部専門機関等とともに秘密保持に留意します。

協 定 書

財団法人さっぽろ産業振興財団(以下「甲」という)、 _____ (以下「乙」という)及び _____ (以下「丙」という)は、「さっぽろベンチャー支援事業」を実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙を含む支援メンバー及び本事業実施のうえで必要な機能を有する者で構成されるさっぽろ起業家総合支援協議会(以下「協議会」という)が、丙に対して起業に必要な適切な支援を行い、明日の札幌の経済を担う世界に通用する企業へと育成することを目的とする。

(支援)

第2条 丙に対する支援内容は、概ね別表1のとおりとする。

2 乙は、誠意を持って丙を支援することとする。

3 甲は、乙に対し、乙が丙に対する支援に要した経費を負担する。

(中間評価)

第3条 丙は、支援開始後、協議会が実施する中間評価を受けなければならない。

(支援期間)

第4条 支援期間は別表2のとおりとする。

2 丙に対する乙の支援は、前項の支援期間の終了のほか、次の各号のいずれかに該当した場合に終了する。

(1) 中間評価において、支援の継続が認められなかったとき。

(2) その他協議会が不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第5条 丙は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 乙からの支援や指導等を誠実に受けること。
 - (2) 甲又は乙から必要な報告を求められた場合に誠実に対応すること。
 - (3) 起業の準備が整い次第（既に起業されている方については「1年以内に」）札幌市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
 - (4) 市民税を滞納しないこと。
 - (5) 支援終了後、引き続き5年間、札幌市内に主たる事務所又は事業所を有すること。ただしやむを得ない事由による事業縮小など、合理的な理由があると甲が判断する場合を除く。
 - (6) 支援終了後5年間、毎決算期ごとに自社の決算関係書類を、甲に提出すること。
 - (7) 現に暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体の構成員ではないこと又はならないこと。
- (返還請求)

第6条 甲は、丙が前条の各号に違反した場合、丙に対し、丙の支援にて要した経費を請求することができる。

2 丙は、前項に規定する請求を受けた場合、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(知的財産権等)

第7条 本事業により得た知的財産権等については、甲及び乙は権利を主張しない。

(守秘義務)

第8条 甲、乙及び丙は、必要に応じ守秘義務契約を締結するものとする。

(損害賠償等)

第9条 乙の責に帰すべき事由に起因する丙に対する損害賠償等の責任は、乙が負うものとする。ただし、その範囲は、丙の支援に要した経費を限度とし、甲には責任は及ばないものとする。

(協議)

第10条 本協定書に定めのない事項については、さっぽろベンチャー支援事業実施要綱を参照の上、甲乙丙誠意を持って協議し、解決するものとする。

(準拠法及び専属裁判所)

第11条 本協定は、日本国国内法に準拠するものとし、本事業の実施により生じる一切の紛争等については札幌地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とする。

本協定書締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有する。

平成23年 月 日

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

甲 財団法人さっぽろ産業振興財団

理事長 上田文雄

乙 (支援メンバー)

丙 (起業家)

別表 1

【支援内容】

マーケティング調査関係
民間、大学、試験研究機関等との共同研究
施設入居
旅費（市内交通を除く）
特許出願関連（年度内に発生するもののみ）
経営相談等
セミナー受講
事務諸費
機器リース・レンタル料
事業PR関連
その他協議会が認めたもの

別表 2

【支援期間】

平成 23 年度：平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 28 日まで（6 ヶ月間）
平成 24 年度：平成 24 年 5 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで（6 ヶ月間）
ただし、平成 23 年度における支援期間は、第 3 条に規定する中間評価において、支援継続が認められた際に正式決定するものとする。

以上のことを確認いたしました。

住 所 〒

氏 名

印

申込者が法人の代表者の場合、「住所」欄には企業の所在地を、「氏名」欄には企業名、役職名、申込者氏名を記入し、法人の代表者印を押印してください。

添付書類：前年度分までの決算書類(写)、履歴事項全部証明書（原本・3 ヶ月以内）、実施事業または実施予定事業に係る許認可証その他これに類するもの、住民税の納税証明書、会社概要等がわかるパンフレット、住民票等。

本書に記入いただいたことにより取得した個人情報、問合せ、通知、協議会における審査、関係機関への報告、その他本事業を適切かつ円滑に履行することを目的として利用いたします。